

## 常陸国風土記 1300 年記念事業風土記御膳・風土記弁当提供店取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、常陸国風土記 1300 年を記念し、常陸国風土記や万葉集などの古代の文献に記載されている食材を使用し、現代人の味覚に合うように開発した風土記御膳・風土記弁当の提供店を指定するのに、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 提供店の申請をする者は、あらかじめ「風土記御膳・風土記弁当提供店申請書」(様式第1号)(以下「申請書」という。)を茨城県生活環境部生活文化課長(以下「生活文化課長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。

(承認の範囲)

第3条 生活文化課長は、前条の規程による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、提供店として承認するものとする。ただし、食材については、なるべく県産品を使用するよう努めるものとする。

- (1) 常陸国風土記に記載されている食材を2品以上使用しているとき
- (2) その他、生活文化課長が適当と認めたとき

(承認)

第4条 生活文化課長は、前条の承認をするときは、「風土記御膳・風土記弁当提供店承認通知書」(様式第2号)をもって通知する。

(承認の取消し)

第5条 生活文化課長は、風土記御膳・風土記弁当提供店が、この規程又は使用条件等に反していたときは、当該承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取消しは、「風土記御膳・風土記弁当提供店承認取消通知書」(様式第3号)をもって通知する。

3 前2項の規程により承認を取り消された者は、承認取消通知があった日以降、常陸国風土記 1300 年記念事業風土記御膳・風土記弁当として販売をしてはならない。

(補足)

第6条 この規程に定めるもののほか、風土記弁当提供店に関して必要な事項は、生活文化課長が別に定める。

附則

(施行期日)

この規程は、平成 25 年 9 月 27 日より施行する。